

(福第 2927 号の 1)

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人が平成 28 年 7 月 25 日に提起した処分庁による保護申請の却下処分（平成 28 年 7 月 1 日付け）に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

平成 28 年 7 月 1 付けで行った原処分については、これを取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 28 年 6 月 3 日付けで「疾病により就労困難」との理由により生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護の開始申請（以下「今回の申請」という。）するため、処分庁に対し、生活保護申請書を提出した。
- 2 処分庁は、審査請求人は稼働能力活用の要件を充足していないものと判断し、平成 28 年 7 月 1 日付けで保護開始の申請の却下を決定（以下「原処分」という。）し、同日、審査請求人の自宅にて保護却下通知書を手交した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、平成 28 年 7 月 26 日付けで佐賀県知事に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成28年7月1日付けで請求人に対して行った原処分を不服とし、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は次のとおりであり、請求人は、この点から原処分は取り消されるべきであると主張している。

ア うつ病等により、仕事は無理である。困るのは頭がフラフラし、気分の悪い状態が長く続くことである。体調があまりよくないのが常なので、ほとんど家に居る。また、四肢（特に左側）にしびれがあり、力が入らない。

今の状態は四年近く続いている。

イ 求職活動をしても、今の私にできる仕事は難しいようである。

ウ 蓄えも使い果たし、収入もなく生活ができない。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

1 処分庁の弁明の趣旨

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

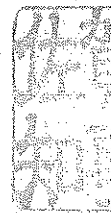
2 処分庁の弁明の理由

請求人は、平成28年6月3日に「疾病により就労困難」との理由で保護申請を行った。

請求人は、不服の理由として「①疾病により就労困難、②求職活動を行うが請求人に合う仕事がない、③預貯金、収入無く生活ができない」としている。

ア 不服の理由①（疾病により就労困難）に対する弁明について

処分庁は、平成27年11月20日付けでなされた生活保護の開始申請（以下「前回の申請」という。）時に、法第28条の規定に基づき請求人の健康状態について調査をするため、身体的な疾患については公的医療機関に準ずる■■■■病院に、精神的な疾患については■■■■病院に検診を依



頼し、それぞれの医療機関から検診結果書を受け取った。

今回の申請にあたり、処分庁は、請求人から「前回と症状が同じ」との口述があったこと、また前回の申請から今回の申請までの期間も短いことから、嘱託医と打ち合わせを行い、前回の検診結果を今回の申請に適用するように判断したものである。

(7) 〇〇病院における検診結果

平成27年12月7日に行われた検診では、「一週間に二日通院治療と並行して就労可能」との診断結果であった。

(4) 〇〇病院における検診結果

平成27年12月4日に行われた検診では、「稼働能力は不明」との診断結果であった。

そのため、後日、検診を行った医師等との面談を行ったところ、「きちんとした治療を継続して受けていないので、稼働能力については、個人差もあり判定できない」とのことであった。

(7) 通院履歴のある医療機関への調査

(4)を踏まえ、平成27年12月7日に通院履歴のある医療機関に病状等調査意見書を依頼したが、「昨年3月、4月、7月に各月一回ずつ受診したのみで、以後の通院履歴は無く、自己都合での不定期な通院」であることを理由に意見書提出を断られた。

同月15日に、再度、請求人を診察した医師に詳細を確認したところ、「前述のような受診状況であり、自己都合による通院であった。稼働能力はきちんとした治療をしてはじめて判断できるものであるが、このような受診状況では、症状を適切に意見できないし、請求人に治療の意思が感じられない」とのことであった。

今回の申請においても、当該医療機関に受診履歴の問い合わせを行ったところ、「昨年問い合わせ以降、受診履歴はない」との回答であった。

これについて、請求人の前回の申請時に調査した預貯金履歴を確認した結果、急迫状況に陥っていることが原因で受診できない状況にあった

とは認められなかった。

以上のことから、精神的な疾患については、稼働能力は不明との診断が
でているが、請求人は適切な通院もせず就労困難と述べているのであって、
検診結果や医師の意見等を踏まえると稼働能力不明だから稼働能力無しと
はならず、稼働能力はあるものと判断したものである。

また身体的な疾患についても、通院治療など一定の制限があるものの稼
働能力がないとまではいえないため、疾病を理由に就労困難であるとは認
められない。

イ 不服の理由②（求職活動を行うが請求人に合う仕事がない）に対する弁
明について

請求人は、今回の保護申請前に[]公共職業安定所を通じて警備会社の
求人に応募したが、当該会社への面接後には「自分には無理」等の口述が
あった。請求人が保護申請時から下半身のしびれや頭のふらつきを訴えて
いるにも関わらず、当該会社へ面接を決めたことは、自身の健康状態を十
分考慮した上での選択とは言い難い。

また、求職活動についても、最初に生活保護の相談がなされた平成27
年7月6日から今回の申請前後まであわせてもわずか三回のみであり、稼
働能力等を前提とした求職活動は全く行っていないに等しく、真摯に活動
を行ったとは認められない。

さらに、[]公共職業安定所や新聞折込広告等を確認すると現に様々な
求人があることから、就労を阻害する要因はない。

以上のことから、求職活動を行うが請求人に合う仕事がないという主張
には合理的な理由はない。

ウ 不服の理由③（預貯金、収入なく生活ができない）に対する弁明につい
て

今回の申請時に通帳などから入出金の状況や融資取引の明細を確認し
たところ、不明確なお金ではあるが一定の入金もあっており真に急迫して
いるとは認められない。

以上のことから、預貯金、収入なく生活ができないという主張には合理

的な理由はない。

エ このほか請求人は病状を主張するのみで治療履歴がなく、また治療の意思もあるとは考えられない。

さらに、イのとおり請求人の口述と行動に合理性がないことを考慮すると、稼働能力がありながらも恣意的に活用していないものと判断される。

以上について、生活保護関係法令に沿って稼働能力の活用について評価した結果、請求人は稼働能力を活用しておらず、法第4条に基づく補足性の原理を満たしていないと判断し、保護申請を却下したものである。

第3 請求人の反論

弁明書に対する反論は概ね次のとおりである。

1 第2の2のアについて

請求人は、昭和62年から■■■■病院に通っているが、処方された薬を飲むだけで、何ら改善しないまま今日に至っている。

■■■■病院には30年通っているにも関わらず、なぜ昨年だけを取り上げるのか、最初から全部調べたらより正確に分かるのではないか。

昨年4月に受診したとき、初めて会った医師にこれまで25年程飲んでい
た薬を替えると言われた。次に受診した際に「前回貰った薬は全く感じない」
旨を伝えると、また薬を替えられた。

治りたいと思いながら30年気分が悪い状態が続いている。

2 第2の2のイについて

■■■■公共職業安定所へ行った理由は、珍しく、一週間程度連続して頭の調子が良かったためだが、面接後、いつものように頭が変調し、やはり（就労）は無理だと思った。

座ってできる仕事だと思って面接に行ったが、試用期間の3か月は交通整理だとハローワークから貰った書類に記載されており、それに気づいたのは面接のときである。

不採用の理由は分からないが、警備業法で精神科に受診している者、アルコール中毒者、薬物中毒者はダメだという説明を受けた。

3 第2の2のウについて

請求人が切迫していることは、平成27年11月の申請の時点で明白である。請求人のお金は同年10月頃からなく、佐賀銀行から30万円を借りており、それを処分庁も把握していた。

今回の申請時には、100万円を超えていたことも把握している。

このような状況にあるにも関わらず「急迫状況にはない」と判断する理由が不明である。

理 由

第4 認定事実

関係資料から、次の事実が認められる。

1 前回の申請時における申請理由及び請求人が訴える病状は次のとおり。

ア 申請理由

体を悪くしました。元々精神科の薬を永年飲んでますが、手が急に痺れるように5年程前になりました。その当時はまだ原発で仕事してましたが、無くなるだろうから■■■■で仕事しようと思って、アパートを借りましたが、3年前借りた直後、下半身の神経が悪くなり、どうしようもなくなりました。

イ 傷病名（発病の時期）

うつ病（昭和57年頃）

ウ 現在の病状について

気分の悪いときが多いですし、気力が乏しい。出歩くのがこわい。

2 今回の申請時における申請理由及び請求人が訴える病状は次のとおり。

ア 申請理由

■■■■病院に三十年通っていたところ、5年程前に手にしびれが出ました。それでも細かい仕事はしないで済んでいました。そこに、また下半身のしびれとか、力が入らない状態になって、買い物には行けますが、仕事が厳しくなりました。

とにかく、頭がふらついて、気分が悪くなります。何をするにも、まあ気分の良いときしか動けません。こわくて外に出たくありません。

イ 傷病名（発病の時期）

うつ病（昭和60年頃）

ウ 現在の病状について

頭がふらつくのと、気分が悪いときばかり。壮快に一日を過ごすことがまずありません。

3 平成27年12月に [REDACTED] 病院が発行した検診結果書において、次のとおり診断されている。

ア 傷病名 頸椎症

イ 病状 左手のしびれ（右手にも少し）、下肢の脱力感

ウ 検診事項に対する回答

(7) 稼働能力に関しては、軽作業（6時間程度）の就労可能

(4) 本日、姿勢指導と近医でのリハビリ治療をお奨めしました。

エ 別紙

(7) 「1. 治療の必要はなく、就労可能」、「2. 通院治療と並行して就労可能」及び「3. 治療に専念させるべき」のうち、2の「通院治療と並行して就労可能」にチェックされている。その内容は次のとおり。

a. 通院を要する日数は、1週間に2日

b. 稼働能力は、限定的な稼働能力を有する

「土木作業」、「重い荷物の運搬」、「立ち仕事」、「細かい手作業」、「客の対応」、「座り仕事」のいずれも「可」にチェックされているが、従事可能な時間はいずれも「不明」にチェックされている。

(4) 特記事項

不安がある様子で外出等もあまりされない様子です。

心のケアを考えてみられるとよいのでは・・・？と思います。

4 平成27年12月に医療法人 [REDACTED] 病院が発行した検診結果書において、次のとおり診断されている。

ア 傷病名 神経症、アルコール依存症

イ 病 状 意欲低下、手足の痺れ、飲酒

ウ 検診事項に対する回答

(ア) 稼働能力は、不明

(イ) 通院中の病院にて治療継続が望ましい

5 原処分の理由は「稼働能力の活用」と記載されている。

6 請求人が面接を受けた警備会社（XXXXXXXXXX）の求人票の仕事の内容欄には次のとおり記載されている。

* 契約先の施設に常駐し、出入管理・受付・モニター監視・巡回等の安全管理を行う。

* 夜勤があり体力を要します。

* 就業時間は勤務先により異なり、表記の就業時間は一例です。

* 佐賀県内全域で交通誘導研修あり（研修中の賃金は同一）

* 警備業法による就業制限あり（備考欄参照）

また、備考欄には次の記載がある。

* 面接の際、警備業法第14条「警備員の制限」事項について、事業所より説明した上で、口頭で応募者の方に直接確認させていただきます。



第5 審査庁の判断

1 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。

これは、保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めた規定であって、保護制度が、自らの力で最低生活を維持することができない場合に行われるべきであるという、自己責任の原則に対して補足的役割を担っていることを定めたものである。

実質的には保護を受けるための資格を規定しているものであるが、旧生活保護法（昭和21年法律第17号）第2条のように欠格条項が規定されていないことから、過去はどうであれ、申請後に、この規定に沿って行動する見込みがあれば保護が与えられることとされている。

2 法第28条は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とされている。

3 稼働能力に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4の1によれば、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。」と記載されている。

これら①から③の判断については、次により評価することとされている。

ア ①の評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

イ ②の評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者がアで評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

ウ ③の評価については、アで評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。

4 以上のことから、本件処分について検証する。

ア 原処分決定当時、請求人が稼働能力を活用していたかについて

まず、3の①（稼働能力の有無）について考えるに、本件では第4の3

及び4のとおり、身体的な疾患については「稼働能力あり（制限有）」、精神的な疾患については「稼働能力不明」との診断がなされている。

処分庁は、第2の2のアのとおり、請求人の医療機関への受診状況、医師の意見等を踏まえ、稼働能力に制限があるものの稼働能力がないとまではいえないため、疾病を理由に就労困難であると認められないとの判断をしている。

また、処分庁は、請求人は治療の意思もなく、請求人の口述と行動に合理性がないことを考慮すると、稼働能力がありながらも恣意的に活用していないものと判断している。一方、請求人は、「警備会社の面接を受けた理由について」第3の2のとおり主張している。

これらの事実関係を確認したところ、第4の6のとおり「契約先の施設に常駐し、出入管理・受付・モニター監視・巡回等の安全管理を行う。」との記載があり、請求人が主に座ってできる業務と思って面接を受けたと主張することにも合理的な理由がある。

したがって、「請求人の口述と行動に合理性がない」と主張する処分庁の判断に合理的な理由があるとは認められない。さらに、口述と行動に合理性がないからといって、稼働能力があるとした判断についても同様に合理的な理由があるとは認められない。

なお、処分庁は保有資格、生活歴、職歴等については、請求人が申し出た事実については把握しているが、それ以上には調査等は行っていない。

イ 判断

稼働能力の有無の判断については3のアのとおりであるが、原処分を行うにあたり、処分庁は、検診結果及び医師の意見等を踏まえ稼働能力はあるものと判断しているが、その判断を行うにあたって合理的な根拠は認められず、調査が十分だったとは言い難い。処分庁は、請求人の稼働能力の有無を判断するにあたっては、検診医等の意見にもあるように医療機関で継続した適切な治療を受けた後に判断を行う等合理的な根拠をもって判断すべきものとする。

佐知

第6 結論

以上のとおり、原処分は、請求人の「稼働能力活用」の判断を行うにあたり、十分な調査がなされたものとは言い難く不明な点が認められるため、その余の点について判断するまでもなく、行政不服審査法（昭和26年法律第68号）第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

なお、裁決にあたっての審査庁の意見は次のとおりである。

附帯意見

1 保護申請における適正な事務処理について

ア 保護の決定にあたっては、法第8条第1項、第24条第3項及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。）第10に基づき、まず保護を要するか否かを判定した上で必要な決定をすること。

イ 保護の開始又は変更の申請等があった場合は、局長通知第12の1の（1）に基づき、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査することにより要保護者の生活状況等を適切に把握すること。

2 稼働能力活用の要件を充足しているかについて

ア 保護の要件を満たしているか否かは、保護申請日又は申請日以降のいずれかの時点における要保護者の状態で判断すれば足りる。

つまり、保護申請以降の状態により、最低限度の生活を維持するために活用されなければならない「利用し得る能力」がどの程度あるのかを適切に判断されているか否か、また、能力があると判断された場合は、その利用し得る能力に応じた活用状況について適切に把握・分析した上で判断されているか否かを具体的に検証すること。

イ 稼働能力があるか否かについては、第5の3のアのとおり判断するものであるが、稼働能力があると判断した場合は、「その利用し得る能力」がどの程度あるのか、又はどのような職種に対して能力を有しているのか等を評価・分析すること。

ウ 稼働能力を活用する意思があるか否かについては、第5の3のイのとおり判断するものであるが、イで評価した「利用し得る能力」を前提として行うこと。

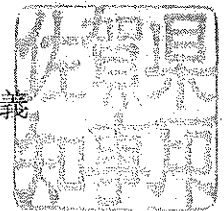
エ 就労の場を得ることができるか否かについては、第5の3のウのとおり判断するものであるが、これは単に求人があることのみをもって充足するのではなく、あくまで上記イで評価した「利用し得る能力」を前提として、要保護者の意思により、その能力を活用する就労の場を得ることができるか否かで判断すること。

3 急迫性の判断について

急迫性の判断にあたっては、面接相談の際に聴取した内容及び預貯金通帳の確認のみならず、現在の手持金やライフラインの滞納状況、食事の摂取状況など相談者の状況を総合的に把握の上で行うこと。

平成28年12月8日

審査庁 佐賀県知事 山口 祥義



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として(訴訟において[]を代表する者は[]となります。)決定の取消しの訴え、あるいは佐賀県を被告として(訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

この裁決書は原本と相違ないことを証明する。

平成28年12月8日

佐賀県知事 山口 祥義